

静岡県告示第318号

静岡県浴場業許可取扱要綱（平成15年静岡県告示第1153号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 一般公衆浴場の構造基準</p> <p>一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときとは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 循環式浴槽（ろ過器を設置するものに限る。）を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、浴槽水の補給に関し次に掲げる適切な管理を行う場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(7)・(i) (略)</p> <p>(ii) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法（当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中<u>0.3ミリグラム</u>以上に保つ方法に限る。）又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。</p>	<p>第3 一般公衆浴場の構造基準</p> <p>一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときとは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 循環式浴槽（ろ過器を設置するものに限る。）を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、浴槽水の補給に関し次に掲げる適切な管理を行う場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(7)・(i) (略)</p> <p>(ii) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法（当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中<u>0.4ミリグラム</u>以上に保つ方法に限る。）又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。